


井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2024年1月11日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣）  idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

Web：http://idogawasupport.sub.jp/

かわら版編集：080-1101-8072（沼尾） 写真：（中村/沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 27



映画『サイレント・フォールアウト』の 「伊東英朗 監督のことば」から

ぼくが残り少ない人生をかけて何をしたいのか？／一部の被曝問題を伝えたいわけではない。／研究したいわけでも、／論文を書きたいわけでも、／本を書きたいわけでも、／映画を作りたいわけでもない。／そんなことはどうでもいいことだ。／……世界の被曝者すべての泣き寝入りの歴史、／つまり負のループを止めたいのだ／2004年、／偶然、20万人を超えるとされる／マグロ船乗組員の被曝の問題にぶつかった。／映像化し、事実を訴えてきたが、／ほとんど見向きもされなかった。／少なくとも福島原発事故までは、／まったく見向きもされなかった。／どれだけ必死になってもすべて空回りだった。絶望感しかなかった。……世界の被曝者とは、果たして誰なのか？／これは途方もない数になる。ここに書ききれものではない。／広島、長崎はもちろんだが、／アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国……／それぞれの核実験に関係する被曝者がいる。／それはもちろん人種で括れるはずもない。……この地球には、途方もない数の被曝者がいる。／それらの被曝すべてを僕ごときちっぽけな一人が、／伝えきるなんてできるはずもない。／僕ができることは、より多くの人に、／少しでも被曝の問題に関心をもってもらうこと。／そこから先は、／より多くの人々が力を合わせて動かしていくしかない。／……

本紙27頁に「伊東監督のことば」の全文を掲載しています。

〔私の主張〕	簡単な憲法入門	原告 井戸川克隆	2~6
〔事前集会〕	Nothing but the truth— 真実以外のことを言うてはいけない	秋葉忠利	7~8
〔報告集会〕	あいさつ	共同代表 木村 結	10~11
	口頭弁論 解説	弁護士 古川元晴	12~22
	アンケート紹介（口頭弁論・報告集会）		9
〔意見〕	正義を諦めない—井戸川裁判への思い	斎藤 尚	23~25
〔報告・紹介〕	映画『サイレント・フォールアウト』上映会	小高真由美	26
	伊東英朗監督のことば		27
	第27回口頭弁論期日（1月17日水）のお知らせ、お詫び（差し替え）、あとがき		28

《簡単な憲法入門》

令和5年10月26日

原告 井戸川克隆

《簡単な憲法入門》

令和5年10月26日

原告 井戸川克隆

昭和五十六年二月十八日提出 質問第一〇号

憲法第十八条に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年二月十八日 提出者 森 清

衆議院議長 福田 一 殿



(Photo by Numao)

憲法第十八条に関する質問主意書

日本国憲法第十八条に関し、政府の見解について質問する。

一 「奴隷的拘束」の意味について

我が国には奴隷なるものは未だかつて存在したことがないと考えるので、憲法において禁止する奴隷的拘束の意味が不明確である。強いて求むれば、アメリカ合衆国において南北戦争後奴隷制を廃止するため憲法修正第十三条を定め、「奴隷及びその意に反する苦役は、当事者が適法に宣告を受けた犯罪に因る処罰の場合を除いては、合衆国内又はその管轄に属するいかなる地にも存在してはならない。」と規定している。我が国に存在したことがない「奴隷」の解釈は、アメリカ合衆国憲法にいう「奴隷」と同じものと解するか。

二 「苦役」の意味について

昭和二十一年二月十三日、連合国最高司令官より指示された憲法原案の政府訳は、最初は「服務」となっていたが、憲法では「苦役」となっている。この原案も、最終的に連合国最高司令官が承認し

たものも、英文では同じ文言であり、この英語は「奴隷であること、隷属、苦役、労役」という意味と解するが、このような意味で「苦役」という言葉を使つたものであるか。

憲法第二十七条では、「勤労」という言葉が使われており、通常用語例においても「労働」を「苦役」と表現することはない。従つて、連合国最高司令官が承認した憲法改正案の英文の訳のとおり、奴隷に近い状態の労働をいうものと解するがどうか。

先に、引用した合衆国憲法においては「奴隷及びその意に反する苦役」と同列に規定されていることから、このように解するがどうか。

三 政府は、徴兵制を違憲とする根拠に憲法第十八条を引用している。徴兵制によつて自衛官が徴集された場合も自衛官と同じ内容の職務につくこととなり、このような職務に従事させることが、奴隷的拘束又はその意に反する苦役になるから憲法違反であるとしているが、徴兵された者の職務がこの「奴隷的拘束」又は「その意に反する苦役」の両者に該当するものであるか、何れか一方にのみ該当するものであるか。

四 災害救助法第二十四条、消防法第二十九条、自衛隊法第百三条等において、緊急の場合、一定の業務にその意に反して従事させることができることとなつてはいるが、これは憲法第十八条により憲法違反であるか。

違反でないとすれば、自衛官の職務に従事させることが憲法第十八条に該当し、消防法等の業務に従事させることが同条に該当しない根拠は何か。

五 「世界人権宣言」第四条は、「何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。」とし、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第八条では、次のとおり規定している。

1 何人も、奴隷の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。

2 何人も、隷属状態に置かれない。

3 (a) 何人も、強制労働に服することを要求されない。

(c) この3の規定の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。

(ii) 軍事的性質の役務及び、良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者が法律によつて要求される国民的役務

以上のとおり、国際的にも確立した概念及び我が国が批准した国際規約によれば、奴隷及び苦役（人権宣言では苦役と翻訳され、規約では奴隷状態と翻訳された原文である英文及び憲法第十八条の苦役の英訳文は何れも同一の英語である。）に兵役が含まれないことは明らかである。なお、苦役（奴隷状態）ではないが、強制労働（英文においても苦役と異なる文言）の概念に兵役が含まれるおそれがあるため、兵役は強制労働には含まれないと規定している。

また、「急迫不正の侵害等が行われた場合において、国土防衛の義務上第十八条というものの適用というものは停止されるのかどうか」という質問に対し、政府は、「国土防衛の義務というのは、

これは神聖な義務であつて、苦役に服するような、苦役に入るようなものではないのだというような解釈もできないことではないと思います。」と答弁している。

また、前述のとおり、アメリカ合衆国においては憲法修正第十三条があるが、もとより徴兵制は合憲である。(一九一七年の選抜徴兵制について、修正第十三条に関し、合憲性が争われた事件で、一九一八年連邦最高裁判所は、全判事一致の意見で合憲と判決している。)

以上のとおり、徴兵制を違憲とする論拠を憲法第十八条に求めることは、憲法解釈としても問題があるばかりでなく、国を守るということは神聖な義務であるとする国民の考え及び自衛隊員の誇りという観点からも論拠とすべきものではないと考えるが、徴兵制違憲の論拠から第十八条の引用を外す考えがないか。

右質問する。

衆議院議員森清君提出憲法第十八条に関する質問に対する答弁書

昭和五十六年三月十日受領

答弁第一〇号

内閣衆質九四第一〇号

昭和五十六年三月十日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員森清君提出憲法第十八条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員森清君提出憲法第十八条に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第十八条に規定する「奴隷的拘束」とは、自由な人格者であることと両立しない程度に身体の事由を拘束されている状態をいうものと解している。

二について

憲法第十八条に規定する「その意に反する苦役」とは、その意に反する役務のうちその性質が苛酷なものとか苦痛を伴うもののみに限られず、広く本人の意思に反して強制される役務をいうものと解している。したがつて、たとえ通常の役務であつても、本人の意思に反して強制される以上、「その意に反する苦役」に当たることになる。

三について

政府は、徴兵制度によつて一定の役務に強制的に従事させることが憲法第十八条に規定する「奴隷的拘束」に当たるとは、毛頭考えていない。まして、現在の自衛隊員がその職務に従事することがこれに当たらないことはいうまでもない。

政府が徴兵制度を違憲とする論拠の一として憲法第十八条を引用しているのは、徴兵制度によつて一定の役務に従事することが本人の意思に反して強制されるものであることに着目して、二についてにおいて述べたような意味で「その意に反する苦役」に当たると考えているからである。なお、現在の自衛隊員は、志願制により本人の自由意志に基づいて採用されるものであり、その職務に従事することが「その意に反する苦役」に当たらないことはいうまでもない。

四について

ご指摘の災害救助法等に基づく従事命令の規定は、一定の役務に従事することを強制するものではあるが、その役務の提供は公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められる範囲内のものと考えられるから、憲法に違反するものではないと考えている。

五について

政府の見解は、以上のとおりであり、徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして憲法第十八条を引用する従来の政府の解釈を変更することは考えていない。(原文ママ)

以上

《憲法参照》

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し。何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不当行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その損害を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に復させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

以上、原告井戸川克隆が上記の森清議員の質問主意書を原文のまま列記した理由は、広く国民に法の在り方について再考を促すためである。

何故、原告が広く公知されている憲法第十八条に拘るのかと言え、原発事故の因果応報の全てにおいて、経済官僚らにより「その意に反する苦役」を与えられ、故郷を限りなく放射性物質に汚染され、その後片づけまでさせられている現状を、儚んでいるからである。

今般、双葉町の各所を正式な形で放射能の汚染量の計測をした。その結果、夥しい数値を検出した。

原発事故前の東京電力株式会社の放射線管理区域区分のB、C、D区域の内、酷い汚染を示すC、D区域が、除染し、避難解除したという町内各地に広く存在していた。この時の資料は追って公表するが、無法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームが避難解除させた地域は、憲法第十三条で保証されている権利を著しく侵されていたことが判明している。

おわり



(Photo by Numao)

23年9月18日 代々木公園「ワタシのミライ さよなら原発全国集会」ミニステージ
共同代表の長内さんと、中村さんの二人で、井戸川裁判の勘所を、アピールしました。

事前集会アピール（東京地裁前）

「嘘」を ひとつひとつ見抜いて

元広島市長 秋葉忠利



2023年9月27日 第26回口頭弁論
東京地裁前での事前集会で
(Photo by Numao)

元広島市長の秋葉忠利さんのごあいさつを頂きました。
短い時間となってしまいましたが、ご紹介いたします。

皆さんおはようございます。ご苦労さまです。広島の前市長やりました秋葉忠利です。

井戸川さんとはずいぶん前から知り合って、そして頑張ってもらってる。本当なんとか特別少しですけれども応援してきました。今日はたまたま東京にいたので、皆さんの激励のため、そして井戸川さんの激励のために一緒に裁判も傍聴させていただければと思って、ここにやってきました。

あの、さっき井戸川さんおっしゃったことで全て尽きてます、でも一言を付け加えたいと思います。「嘘」っていうことをおっしゃいましたよね。

塗り固まる塗り固められた日本の社会日本っていう国、これを変えるための本当に勇気ある行動が井戸川裁判です。もっと多くの方が勇気を持って、井戸川さんと同じような問題提起をしない限り日本の社会も政治も変わりません。

皆さん、もう忘れてるかもしれませんがけれども安倍総理大臣が国会で、これは衆議院の法制局という公定機関がちゃんと数えて、少なくとも109回嘘をついているっていう事を、衆議院の法制局が言ってるんですよ。それを、その後の政府が国の決定として、政府の決定として、この人を国葬にするっていうことを決めたのが日本っていう国です。

残念ながら本当にもうこんなものには、こんな国には絶縁状を突きつけて、どっかもっと素晴らしい国に移住した方がいいと、思うぐらいひどい状態ですけど、我々日本で市民権を持ち、そして参政権を持ってるんですから、これを変えていくっていうのが、まず我々に与えられてる責任です。

そして最近のその社会を賑わしているジャニーズ問題だってこれ嘘じゃないですか！嘘の問題です。知っていて知らないふりをするっていうのは、嘘をつくことに他なりません。

アメリカの 裁判所あるいは大統領その他宣誓をする時には to tell the truth, the whole truth, and nothing but the truth というこの3つのことを言います、真実というのは真実だけを言わなくちゃいけない。

それはだから、嘘言っちゃいけないということなんですけど、もう一つ大事なのが Nothing

but the truth です。真実以外のことを言うてはいけないということです。で、今の日本でそして政府が 政治がマスコミがやっていることは、この真実以外のことをあたかも真実であるかのごとく垂れ流して、多くの人にはそれに慣れてしまっていて何もできない状態になってるって事です。

それを変えようとしているのが皆さんですし、井戸川さんです。だからこの裁判の意味はただ単に、双葉町そして福島原発、環境、それに関わるだけではなくて、日本の社会がどっぷり使っているこのおぞましい環境、政治環境、そして多くの人たちが、染められてしまっている頭の中の汚染に対して、そうじゃないんだ真実は存在する、その真実を追求して私たちが、活動をするのが、「未来への我々の義務なんだ」ということを改めて確認していることだと思います。

最近G7の広島サミットでも、これまた嘘に固められたことが行われ、マスコミもそして多くの社会も変てこなこと、言ってます。

井戸川さんおっしゃったように、嘘を一つ一つきちんと見抜いて、我々のそれをハートにある、宿している大きな情熱とともに変えていきましょう。

皆さん、本当にこれまで長い間ご苦労様でした。これからも、さっき井戸川さん「500年」って言いましたけど500年なんて、核兵器が一度使われたらすぐパーになりますから、長期的目標を持つことはいいんですけど、やっぱり明日なんか一つぐらい変えよう、自分の周りの環境を一つ変えようというぐらいの、短期目標も一緒に持って頑張りましょう。

今日は話す機会を与えてくださりまして、本当にありがとうございました。



(Photo by Numao)

アンケート紹介

第26回口頭弁論 2023年9月27日

①口頭弁論の感想 ②弁護士さん感想 ③井戸川さん感想 ④裁判について

- 1 ①ねむくなりました ②よくわからなかった ③だいたい解った ④いつ結審するのでしょうか 井戸川さんの健康が心配です
- 2 ①特になし ②だいたい解った ③だいたい解った ④裁判長がコロコロ代わるのでちゃんと勉強できるのか不安
- 3 ①弁護士さんのお声がききとりにくい、着席でマイクを近づけていただけませんか？ ②だいたい解った ③たいだい解った ④裁判長の交代は困りますが、双葉町の現地確認ができることは大きい！ ぜひ、東電側のみせかけの復興をうちやぶって下さい
- 4 ①弁護士の説明を聞いて大まかには理解できたが、報告集会の説明を聞かないとちんとできないことになっています。②だいたい解った ③退席 ④朝からの行動で、公判傍聴、報告集会と長時間に亘り、体力的に厳しく感じるのもう少し時間短縮できないでしょうか
- 5 お手伝いします。ただ、大変遠方なもので、どれだけお手伝いできるか…… ②だいたい解った ③だいたい解った ④「日本の司法」への不信について、何人かの方からもご意見、質問がありましたが、日本の司法（特に最高裁）が行政権と全く癒着している現状を大変憂慮しています！
- 6 ①裁判長が交替して、テキパキとはっきりした声で話すのは、よかった。弁護士さんの話し方もなるべく「聞こえ易く」を意識して頂けるとよいと思います ② だいたい解った ④これから現地検証、証人尋問と核心に入っていくので、傍聴が多くなるようにしたいですね。日野記者の発言にもあったように事故後の対応についての追及を深めていっているのは、この裁判くらいだけかなと思うので、ヒバクの問題については、そこへの追及を強くしていただければと思います
- 7 ②だいたい解った 裁判の流れと今後の進行について、又、裁判官が変わることについてなど、具体的に話して下さいました。東電側と原告側各々が双葉町の現況を調査するのは興味深いです ③だいたい解った 井戸川さんは町民を守ることができなかった義憤を「百鬼夜行物語」としてまとめられました。④裁判もしいに大詰めに近づいているとのこと、井戸川元町長も古川弁護士もどうぞ、お体を大事にされて勝利まで継続して下さいを願っています。元広島市長秋葉氏が報告会でごあいさつして下さい、うれしいことでした。
- 8 ②だいたい解った ③だいたい解った
- 9 ②だいたい解った ③だいたい解った ④頑張ってください
- 10 お手伝い：報告集会会場での協力、広報活動 ②だいたい解った ③だいたい解った ④絶対負けられない!! 応援します!
- 11 ②よくわからなかった ④今日はじめて報告集会に参加して井戸川さんのお話をお聞きしました。とても元気が出ました。ありがとうございました。
- 12 ①声が小さくよくききとれなかった ②よくわからなかった
- 13 ②だいたい解った ③だいたい解った
- 14 ①・傍聴者にも聞いてもらうという姿勢が見えない ・マイクを近くに、その為には ①座って陳述する ②マイクの下に書類等おいて高さを確保する ②だいたい解った ③だいたい解った ④裁判長 左右裁判官、各々の前に名札を大きな文字で書いて置くこと法廷に入れる時間をもっと早く、前室の長椅子に早く入って座れる様にしてほしい。
- 15 ②だいたい解った ③だいたい解った ④最終段階が近づいているようですから、気を引きしめてのぞみたいと思います。
- 16 ④よくわからなかった
- 17 ②だいたい解った ③だいたい解った ④今回初めて参加しました。今後も参加したいと思います。共にがんばりましょう。
- 18 ①二番目の弁護士の方の弁論はチョイ残念。なぜかという弁論が速すぎ、かつ不明瞭。内容は（たぶん前半ほど）とても大事なものだのに……。②だいたい解った ③だいたい解った 百鬼夜行の〇〇、とくに6ページ“公災の主体者の正体”責任をとらせることからしか始まらないと思いますので個人名公表は大事だと思います。
- 19 ①準備書面30、31の読みについては着席マイクなどに変わってもらえれば聞こえ易くなるのではと思いました。裁判所がやれるか？ですが ②だいたい解った ③だいたい解った ④長い裁判となりますが、応援する人々、熱意ある人々と共に真実と責任を明確にする意味大きな行動と信じております。ウソとまやかに固められたこの国を何としてでも変えていきましょう。うそに騙されない、胸に刻みます。
- 20 ①マイクの状態は、法廷、集会場も適当と思われ、聞きやすかった。ありがとうございました。②だいたい解った ③だいたい解った ④ 裁判長の交代がどう出るのが全く判らないが、大体原告寄りに見られる。裁判長はゴリゴリ体制側の裁判長に換えられるケースが多い。
- 21 お手伝、広報活動。①すみません、報告集会に遅れて参加しました。②だいたい解った（90～95%？）「有意に」がわからなかった。勉強してきます。③一番後ろだったので、画面が良く見えなかった ④古川先生の放射線被害の根拠がこれしかないとは驚きでした

報告集会

あいさつ 共同代表 木村 結



(Photo by Numao)

皆さん、こんにちは。

今日の口頭弁論で弁護士さんが説明された放射能の測定や被爆の測定、そして、疫学調査については、やはり、データがあって初めて説明できるものですね。口頭弁論でもそうですが、いろいろな測定データや調査データの積み重ねから、これから起こる被爆の実態などが分かってきます。

後発性とか晩発性とか、ジワジワと私たちの体を蝕んでいくことの危険性が、広島・長崎でも、それから第五福竜丸はじめ船が683隻2万人もいたマグロ漁船の人たちの話でも、明らかな訳です。やはり、データを積み重ねていくということが、私たちの闘いの中でも非常に重要だと思います。

それで今日お話ししたいと思うのは、3・11が起きた直後の話ですが、メディアの人たちも危ないから福島から出るとなり、福島は立ち入り禁止になりました。

そんな中、新潟の事故検証委員会の委員を最近されていた木村真三さんが、NHKの取材班と一緒に福島に入って、被ばく調査をしていました。

この木村真三さんが調査に入った浪江町の津島地区という、赤宇木（あこうぎ）の地名で知られた、高濃度に汚染された地区に、大勢の人たちが避難していることを知った木村真三さんとNHKの取材班は、この地区から出なさいと言って、彼らを出したのです。

しかし、実はその時、厚労省のデータを取る人たちがすぐ近くにおいて、高濃度に汚染された地区に人々が避難していることを知っていたにもかかわらず、彼らに警告をしなかったのです。そのことが当時の私にはすごい衝撃で、よく覚えている話なんです。

その木村真三さんは、それから12年間、福島のその浪江町の津島で、獨協大学の放射能研究所の分室を作って、ずっとデータを測定し、それから地区の人たちとも交流し、いろいろなものを測定していて、この前私がお紹介した福島の山菜の汚染データも、東京新聞の記事に出ているデータも、その木村さんの研究室があればこそ、の実績なんです。

しかし、最近浪江町の方から、「もう場所はない、出て行ってくれ」、という風に言われ、今、他の場所を探しています。津島地区というのは、96%が居住困難区域で、これからも住めないような場所ですが、そんな高濃度に汚染された所のデータを、それも地元の人たちと交流しながら、彼は一生

懸命頑張って測定し、積み重ねています。

それは、後世の研究に残していくことになるし、引いては、井戸川さんや、これから立ち上がってくる人たちの裁判にも影響することです。放射能がこれだけ降り注いだ日本で、どういう風に人々は其中で暮らしている、暮らしてしまったのか。それから実態としては山菜とかの植物に被害がどれだけ残っているのか。そういうことを知る手立てでもあります。

本来であれば、国がお金を出して、口を出さないでお金を出して、研究者を雇ってやらねばならないことですが、皆様ご存知のようにこの国はそういうことは一切せず、データを隠そうとし、データ自体もこれからどんどん無くそうと、切り捨てていこうとする。そういうことに抗って、頑張っている研究者がいらっしゃるということを、是非是非皆さん心に留めておかれ、何かの時には応援していただきたいと思います。

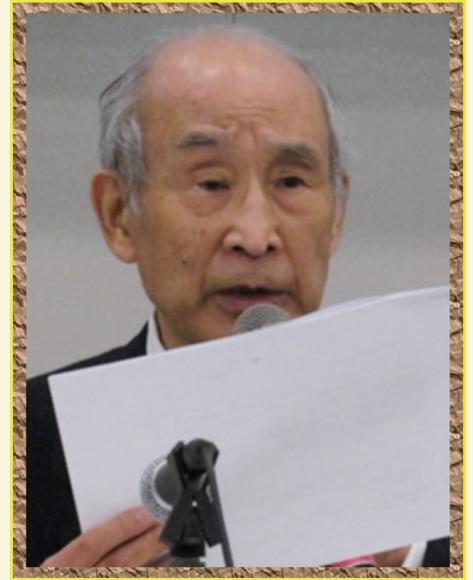
それから、前回、トモダチ作戦の話のときのエイミ・ツジモトさんという日系人の女性が、アメリカの公文書、もうあらゆる文章を、徹底的に調べられた上で著作された本が、つい最近8月の末に出版されました。

それと、サイレントフォールアウトという映画は、私も見ましてですね、非常に衝撃を受けた映画です。11月5日に上映会（注：井戸川さんの主催で実施済み）をなさるそうですので、ぜひ皆さんに見ていただきたいなと思います。この映画は、東海テレビ局の伊東さんというディレクターが、被爆にフォーカスし、テレビ番組をずっと作り続けている素晴らしい方なんですけれども、「X年後」という映画を、本当はテレビ番組なんですけど作りまして、全国の人に見せたいということで映画上映して、その後「X2」というのも作りまして、これが3作目です。題材は全く違いますが、テーマは被ばくで一緒です。ぜひ、合わせて見ていただければと思います。ありがとうございました。

（書き起こし 中村よし文）



(Photo by Numao)



みなさんこんにちは、気候が暑さから寒さへと転換する時期で、体調管理の厳しい頃ですが、多数傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

先ほど秋葉元広島市長のご挨拶があり、私が広島地検の検事正をしてる当時に、秋葉さんが市長をされておりました、ご挨拶をしたこともございます。本日はどうもありがとうございます。

お配りした資料は、横長の【第26回口頭弁論結果の報告】と、それから今日の弁論で取り上げました【第30準備書面（その3）の要旨】と【第31準備書面（その2）の要旨】です。

• 口頭弁論 【第26回口頭弁論結果の報告】のP.1

本日の口頭弁論につきましては、裁判長の交代がありました。

それで、弁論の更新手続きになりましたが、この裁判長について、どう評価できるのかは分かりません。裁判長の考え方によりまして、かなり判決が相当左右されるのも、現実問題であります。それとともに、最高裁の統一判決というおかしな判決がありますので、その判決がどう影響するかということもあります。今日の進行協議や、これまでの経緯を見ますと、かなりテキパキした裁判長でして、それがいい方向に行くのか悪い方向へ行くのかは分かりません。ただ、この井戸川裁判も、先が見通せる状況まで来ています。

そういうことで本日、原告の2つの準備書面の、禁穴（要所）ということで要旨を簡単に述べました。

後で中身はご説明いたします。

被告東電からは準備書面（14）が出されており、我々から放射能汚染で住めない町にされている実情を述べていることに反論して、双葉町の復興状況を、こんなに復興してるよと言うために、出してきています。国からはありませんでした。

それと、いつも傍聴席の方から要旨の告知、朗読が聞きにくいというお話があり、かなり細かい話も出て分かりづらいかもしれませんが、できるだけこちらの方も配慮したいと思っております。

・進行協議 【第26回口頭弁論結果の報告】のP.2～P.3

それでは本日の進行協議の結果について報告いたします。

最初に『1 双葉町の現況等に関する現地確認の実施』。これは前々から、今どういう汚染状態で住めない街になり、どういう被害状況なのかを、ぜひ、裁判所に現地確認していただきたいと、お互いの空理空論で終わらせないためお願いしておりました。結局本日、ここに書かれているように決まりました。実施日が11月29日になります。見分ということでは、正式な実況見分ではなくて、原告、被告国・東電、それと裁判所が、進行協議という形で現地を確認するということです。

東電からは、それならば自分の方も復興状態を見てほしいということで、原告被告双方の現地確認を実現させることになりました。ここに細かく書いたので、見ていただくと、『(3) 実施目的』で、原告側は①②③の三つの目的でお願いしたいと、それから東電の方は逆に復興状態を見せたいとのことでした。

具体的な実施内容として、東電側、原告側の見分時間・見分場所を書いています。原告側の見分場所は、①から⑩までを順番に巡って確認し、特にそれぞれの地点の放射線被ばくの汚染状況をデータで示す必要があるということで、井戸川さんの方で、放射線測定の実験家に頼みまして、あらかじめポイントポイントを、かなり詳細に事前測定しています。それで、各地点でそのデータを示しながら簡単な空間線量の測定をしつつ、移動する予定です。

この現地確認を踏まえて、今後裁判所により理解していただくための進め方を検討しようと思っております。

なお、現地確認を「引っ越し進行協議」として行うため、関係者以外は加わず、加わったら直ちに中止するものをご理解いただきたいと思います。

それから3ページの『次回期日』の予定は1月17日です。次々回は4月24日に行うことに決まりました。

一応、原告の方の準備書面によります主張は、次々回4月24日に、現地確認の結果を証拠化しそれに基づく準備書面を提出して終了するというふうになります。

この井戸川裁判では、第一次責任・第二次責任・損害論という3つのカテゴリーに分けて主張してきましたが、準備書面による主張は一応終わって、それ以降は証人の尋問に入ります。証人尋問に入りますとかなり早く進めますので、現在原告側でどのような方を証人申請するか検討中ですので、次回には人数とも含めて、かなり中身を明確にしていきたいと思います。

大体進行協議の中身はそういうことです。以上何か質問ございますか。

* 質疑 (1)

質問者1：「1月17日は、10時半ですか？」

古川弁護士：「10時半です。全部10時半です。」

質問者2：「いろいろな裁判で途中で裁判官が、3年程度で？ 変わりますが、そういう制度について、どのようにお考えですか？」

古川弁護士：「結局、裁判官の人事のローテーションがあって、多分、今の裁判官人事システムからいったら長期間一つの裁判にかかれないうことで、こうなっていると思います。そして、井戸川裁判は、もう4人目の裁判長に変わっています。新しい裁判長はほとんど審議は書面でしか見てないわけで、結局は書面によって心証を取ることになります。どこまで読み込みをやるか、裁判官のタイプとかによって、それなりに変化はあるだろうとみております。」

質問者2：「一国民としてはその裁判所の人事よりも、公平に厳粛に進めていただくことを望むので、本当に真剣にやっているのかっていう感じがしますが、なんとかならないですか。」

古川弁護士：「人事権を私は持っていないから、なんともお答えできませんが。私に人事権あればやれますけれど、そういうご意見があったということは記憶にとどめておきます。ありがとうございます。確かに納得のいく裁判でないと良くないという意味では、ご意見の通りだと思えます。」

質問者3：「11月29日の現地進行協議について、後で僕たちが知ることはできますか。」

古川弁護士：「これは後ほど、進行協議の結果を取りまとめて証拠化して、裁判所に証拠として提出します。それに基づいた準備書面を作成しますので、それを確認することはできると思います。」

質問者3：「それに関連して、進行協議の後に記者会見を行なってメディアに訴えることは、難しいのでしょうか。」

井戸川さん：「進行協議当日は、マスコミが入ったらダメ、打ち切ると言われています。今回、同行するものは、すでに裁判所に申告してありまして、それ以外の方が参加されると、いわゆる進行協議妨害になります。後日報告させてもらうということで、ご了承願いたいと思います。」

質問者3：「あと一点、証人を立てることについて、どういう分野の専門家などをお願いするとか、候補者は挙がってるのでしょうか。」

古川弁護士：「今、検討中です。具体的なことはまだ時期が早くて、申し上げられないということで、次回あたりには少し固まってくるかなと思っております。」

質問者4：「口頭弁論がこんなに26回もあるのは、よくあることなんですか。裁判に全然詳しくないのですが。」

古川弁護士：「結局、主張したいことがいっぱいあり、特に、井戸川裁判は他でやらないこと

をいっぱいやっています。第一次責任・第二次責任・損害論と呼んでいる内の、第二次責任、つまり原子力災害が起きた後の災害対策の責任は、他のほとんどの裁判では主張していないです。ところが我々の裁判では、井戸川さんは当時町長で、しかも、災害対策本部長だったということで、まさに第二次責任を全く身に受けて、味わってきた方でして、町民ともども苦しんだものです。なので、そこのところに相当時間を割いています。

損害論についても、被ばくの損害を現に健康障害が起きているということまで踏み込んでおり、これも、他の裁判とは違うということですね。

そこまで深く勝負するには、相当突っ込んでしっかりとした主張を展開しないといけない、また、国の方も必死で反論してきます。その必死の反論に対して、横綱相撲でどうだと上回るためにも、相当時間をかけて慎重に証拠を集めて、時間がかかっています。

でも今まで、ずっとたくさん大変な方々においでいただき、励ましていただきまして、助かっております。今後ともよろしく願いいたします。」

質問者5：「さきほどの、裁判長がすぐ変わることについて、原発のことをよく知らずに、パッとあの絶望的な量の書類を読んで、その要点がすぐわかるなんてことは、人間として不可能だと思うので、先生の方から、読むコツはこうだよとか、肝はこうだよとか、そういうようなご指導をできないのかなと思います。いかがでしょうか。」

古川弁護士：「あの一まさに、裁判官は、その記録と証拠を読み込むのが職業です。ポイントを掴んで、どれだけ証拠があるかと、反論と比べどうかということを読み込み、判決書を書きます。しかし、被告の方の言い分をコピーしたみたいな判決を出すような方もかなりいます。なので、そうはさせないために、そういうことも見越して、一所懸命こちらがやっているわけです。右陪席・左陪席の方でかなりポイントを絞ったまとめ方はできていると思います。」

質問者6：「ジャーナリストの〇〇(日野)です。井戸川裁判の特徴は、やはり、先ほど古川先生がおっしゃられた、事故後の国の対応のデタラメさ、無法さ。もう、嘘と隠蔽の限りを尽くした、この事故後の対応。それを正面から問いただしているのが、井戸川裁判の特徴だと思うんです。

これまでの裁判だと、「事故発生を防げなかったのか」という所にばかり、どうしても焦点が当たってしまい、事故後の対応には、なかなか法廷で問われることはなかった。

それで、記者としての要望になってしまうかもですけど、事故後の対応、特にですね、20ミリシーベルトというのは、いかに無法で、社会を壊す、民主主義を壊すものであるという観点で、そのことは、おそらく井戸川裁判でも立証されていると思います。それで、証人尋問としても、当時20ミリシーベルトを設定した経緯であるとか、その問題を露わにするような人を、ぜひ選んでいただきたいなど、具体的には、細野豪志氏は絶対に法廷に出さなければと思っています。」

古川弁護士：「その点は今検討しています。準備書面でもそこが確信な所ですので、相当詳しく、何度も何度も主張してきております。」

今日の、第31準備書面（その2）も、まさにその問題に触れてるんですね。放射線被ばく
の健康障害について、国の反論を踏まえて、こちらの方の見解を述べていますが、主に放射線
の関係は、広島大学の津田先生に、前々から色々と意見書を書いていただいております。今回
のこの準備書面も津田先生の意見書をもとにして、新しい主張を付け加えていますので、証人
としてはとりあえずは津田先生は念頭においているということです。」

質問者7：「すみません、2ページの下から2行目ですけれど、放射線測定 of 専門家による事
前の測定とありますが、これはどういう測定なんでしょうか。住めない町になったというの
は、土壌がやっぱり放射能汚染されてるので、私としては土壌汚染の測定が望ましいと思っ
ているので、お聞きしたいと思います。」

古川弁護士：「これはですね、井戸川さんから説明していただきます。」

井戸川さん：「私も事故前から放射能に関して、町長の時も町長をやる前も、管理区域とかそ
ういったことは知っておりました。それで今回、計測していただいた方は、まさに現場の人間
です。現場の実務者です。有資格者です。当然、土壌、土中の放射能を測っております。その
結果は、これはこの本件事故始まって以来の、非常に貴重な証拠だと思っておりますが、もう裁判所
に提出してあります。」

その計測では、避難解除地域のところも測定したわけですけども、一番最悪のD区域に当たる
所が、いたるところに双葉町にはあります。ありました。」

原発事故前、東京電力の放射線管理区域区分として、A B C D というのがあって、D区域と
いうのは、要するに空気ポンペを背負わないと入れない区域なんですね。C区域はもっと楽な
んです。」

そしてそのデータは裁判所に提出してあります。正しく校正をかけた機械で、正しく計測をし
たデータですので、これは揺るがしがたい事実です。証拠ですね。」

土壌レベルもちゃんと測定してあります。」

司会：「質疑応答は、とりあえずここでおきたいと思います。」

• 第30準備書面（その3） 【第26回口頭弁論結果の報告】のP.4

それでは、今日、提出した準備書面の内容について、ご説明します。

最初に第30準備書面（その3）の要旨ということですが、これだけ見ては何を言っている
のか分かりづらいので、前回もつけましたが、この4ページの上のところに、〈回避措置の全体
像〉を書いてあります。これは、政府の地震調査研究推進本部という専門機関が出した長期
評価という予測に基づく、津波の高さは最高 15.7m という結果が出ています。それで、これ
について予見義務があった時に、どういう回避義務・回避可能性があるのかを、問題にしてい
ます。」

ここの『3 各種回避措置』の体系、色々な回避措置は、それぞれの措置完成までの期間

が、すぐできるものから、例えば、防潮堤は一番期間が長くかかるような、長期間ものまであり、完成に至る過程でどういう回避措置を講じるべきか、ということが問われます。

福島第一原発の敷地は、10mの高さのところに建物が立っています。その建物(の立つ敷地)を超える津波が来なければ、何もすることはないわけです。ところが、15.7mだということで、完全に敷地を超えます。そうすると、何もやってないという段階(過程)では、原子炉を止めるしかない訳です。原発は止めるしかない。30年間で20%の確率で津波が来るという高い確率が示されていて、いつ起きるかわからない。ならば、いつ起きてもいいように対応しなければならぬ。そうすると、まず原発停止ということが、1番目の回避措置としてきます。

それから、その後に来るのが失敗学会方式となります。これは、敷地を越えてきた津波によって全電源喪失が起きてしまった場合、冷却機能が失われ、炉心にある核燃料が炉心溶融に至ります。それを防ぐために、電源回復をする。炉心溶融に至る前に、予備電源に切り替えて電源復旧して冷却機能を再生させる、それが、失敗学会方式ということです。

それから3番目が建屋の水密化です。原子炉建屋とか、いろんな重要機器が入っている建屋に水が入らないように防水扉を設置したり、水が入るような開口部があればそこにパテをするなどの建屋の水密化。さらに、建屋の中に水が入ってきても電源等の重要な機器がある区画の部屋の中には、水が入らないように、部屋を水密化します。

さらに、予備電源を、津波が来ない高いところにあらかじめ設置しておいて、通常の電源を失った時にその予備電源に切り替えます。

そして4番目、最後に出来上がるのが防潮堤です。

この防潮堤まで完成した形を見ると、潮は海から押し寄せますから、まず防潮堤で止めます。防潮堤を突破されても、水密化で建屋に水が入らないようにします。建屋に水が入っても、重要機器室までには水が入らず、あるいは、高台にある予備電源に切り替えて電源を維持します。そして、それでもなおかつ電源が失われた時に、2時間以内に炉内の水が通常水面から核燃料があるところまでどんどん蒸発していきますから、それが到達する前に予備電源に切り替える方式が、失敗学会方式として最終的にあります。

ですから完成形から言えば、多重防護の最初にくる堤防が最後に出来上がるということで、そういう意味では順番が逆になるわけです。

1点が突破されても他の防護があれば、まだやれると、そのような多重防護、深層防護と言う形で安定を保つようにしないと、原子力というのは危険なわけです。一旦、メルトダウンしたら結局今回のようなことになるわけですので、本来はそうすべきだったけれど、何もやってなかったわけです。

それで今日説明したのは、この②の失敗学会方式についてです。

予備電源としては、直流電源はバッテリーでできます。交流電源は、発電機が必要です。そして、いろいろな冷却装置がいくつもあって、直流電源だけで対応できるものや、直流・交流両方ないと使えない装置もあって、直と交の両方が必要なわけです。そのためにバッテリーや交流発電機の種類と、保管場所、そして使用形態を明らかにしておく必要があります。

これは、福島第一原発を襲った津波は、第一波、第二波と来て、その後も余震が続きました。いつ次の地震が起きてくるかわからないという緊迫した状況でした。そうすると、中央制御室にいる運転操作員は、電源などが原子炉建屋の中にあるとすると、津波が起きた後では、もう余震もあって移動するには命にかかわると言うことで、それ以降は動けないということが、現実問題としてあるわけです。

そうすると、そうなる前に、どういう対策が可能だったのか。津波というのは、地震が起きて津波が起こるわけです。地震が起きれば津波が来ると予測しなければならない。福島第一原発に来るかもしれないと言われた地震というのは、1896年の明治三陸地震という地震の規模で、これは、当時震度4を記録していて、しかも津波は高いところは30何mと記録されています。計算上は15.7mの津波ですが。いずれにしても、その程度の地震が起きれば、打てる手をまず打つために、原子炉まで行く人は、地震が起きたらすぐ行くようにします。あるいは、予備電源を中央制御室とか他の近い場所に置いてもよいわけで、津波で電源が失われれば中央制御室で直ちに切り替えれば、予備電源で復活できるということです。

そのように方法はいくつもあって、できることがあるということ、この準備書面ではうたっていて、それで数字がいっぱい出てきますが、中身的にはそういうことです。

この失敗学会方式というのは、失敗学会というNPO法人の学会で、他が提案する、「物」の制作を必要とする対策と比べると、「物」なんか作らなくたって電源さえあればいいという対策です。失敗学会の提言書は、他の裁判では少しは使われていますが、うちでは、本格的に展開しているということです。

* 質疑 (2)

司会者：「あ、すみません、お一人から質問が…」

質問者：「そもそもこの原発の場所・地点というのは、海拔35mだったところをジェネラル・エレクトリックの短期コントラクト（短期契約）で、そのポンプが10mしか水がくめないということで、25m削って10mにしたのですが、山を削ってまで低いところに立てたことが、国や東電の落ち度であると言えないのでしょうか。」

古川弁護士：「確かに、津波が来ない場所に作るということは基本です。ただ当時の予測がどこまでの高さであったか、あるいは、そういう予測データ自体あったのか。原子炉の設置の許可は、建設当時は保安院（原子力安全・保安院）と原子力安全委員会が、ダブルで審査するとなっていました。その当時の基準で判断されるので、将来どの高さまで予測されるかについて踏み込むのは難しいことです。しかし、予測された限りはですね、その後は、予測に応じて高くしなければならないということです。よろしいでしょうか。」

• 第31準備書面（その2） 【第26回口頭弁論結.1果の報告】のP.5

では、次の第31準備書面（その2）の方にまいります。

5ページの『第4 原告第31準備書面（その2）の被ばくに関する損害』ということで、

〈損害の区分〉の全体像を書いています。

1は財産的損害、2が非財産的損害です。非財産的損害のうち、(1)は生命・身体に対する損害。ここで被ばくによる健康傷害を主張しています。(2)は人格権侵害で、いろいろな人格権としての権利があるということで、アイウと、三つを主張しております。『ア 被ばくによる更なる健康傷害発生への不安』。被ばくの不安です。それから『イ 避難に関する損害』。それと『ウ 避難とは異なる人生破壊に関する損害』。

特に、この人生破壊とは、今回の原発事故ではいろいろな形で不条理なことが、たくさん、国の方針で行われたために、いろいろな分断が起きたことや、故郷が汚染されて戻れるところがなくなったということで、各自の人生の基盤が失われてしまい、いろいろな方のいろいろな人生が破壊されたということです。

・因果関係の立証（100ミリシーベルト） 【第31準備書面（その2）の要旨】のP.1

それで、今回の準備書面で書いているのは、被ばくに関する損害について、つまり(2)のアのことです。【第31準備書面（その2）の要旨】を見てください。

要旨の1ページのところで、『第1章 疫学に関する因果関係の立証』ということで、被ばくによる健康障害が発生したと言った時に、健康障害の発生事実が、被ばくによるものだという因果関係を、どのように証明し立証するかが大問題になるわけです。

福島原発事故後に、国が言い出した20ミリシーベルトだとか50ミリシーベルトだとかは、「100mSv（ミリシーベルト）までは被ばくしても、統計学的に有意な差が出ない」ということを根拠（言い訳）にしています。それは、ICRP 2007年勧告に有意差がないと出ていて、その勧告を根拠（言い訳）に「有意差がない＝被ばくが原因だとは立証できない」、だから、被ばくさせても構わないだろうとの考えで、20ミリシーベルトということ国の方針にしているわけです。

しかし2007年勧告の統計的な有意性が出ないから関係がない、ということは、全く統計学的には過ちなんです。しかも、その前に、本当に統計学的な有意性が出ないのか、という問題があります。過去にも数ミリシーベルトで、被ばくの影響として有意差が出ているという研究論文が出されていて、そういう事例は、もうたくさんあって、そのことをこれまでもずっと裁判で述べております。

それから、広島・長崎において、長時間かけて順次ようやく解明されてきた調査結果では、線量がより低いところでも影響があることが、だんだんと示されていて、100ミリシーベルトというのは全く科学的根拠がなく高すぎるレベルであることが、明らかになってきています。

今回さらに津田先生から「いかにも100ミリシーベルトに科学的根拠があるようなことを言うてはいるけれども、本当に根拠があるのか疑わしい」と述べられ、それでICRP 2007年勧告に本当にそんなことを書いているのか、追い求めました。そうしたら結局、何の根拠もありませんでした。ICRP 2007年勧告には、100ミリシーベルトまで有意差がないなんて書かれた根拠となる研究論文は、何も示されてはいなかったのです。しかも、本文でなくて、付属

のところで書いているだけなんですね。

・因果関係の立証（2007年 ICRP 勧告） 【第31準備書面（その2）の要旨】の P.2

2 ページの上から 3 行目の『(1) 100mSv 論の意味』。この意味は、今いったように「影響が証明できない」の根拠はあるのかです。そこで、上から 8 行目の (2) ですが、100mSv 論の起源は 2007 年勧告の付属文書 A86 です。付属文書としては A B C とあり、A の中でまた 1 から番号を振って 86 番目に書かれています。しかし、そこには何の根拠も示されずに、ただ書いただけのものです。

そこでさらに、この部分が他の所で引用されているかを、一生懸命見ていたら、A 131、A 179 が見つかりました。その A 179 で初めて、ICRP 2005 年勧告が根拠として示されていました。そこで、(3) に書きましたが、ICRP 2005 年勧告には、なんと 100 ミリシーベルトではなく 10 ミリシーベルトの被ばくにより「がんリスク」が上昇するという、100mSv 論を反証する記述が明記されていました。

そうすると何の根拠もないどころか、反対の根拠が示されている。ということで、結局、(4) 結論としては、100mSv 論は、根拠のある 10mGy (ミリグレイ)、この Gy と Sv は同じ吸収線量についての単位ですが、それに根拠もなく、思いつきのゼロを一個加えただけだということです。このようないい加減なものを基にして、国の政策が全部動いたのだ、ということ。

・高度の蓋然性 【第31準備書面（その2）の要旨】の P.6~P.7

もう一つ津田先生から述べられていることは、6 ページの『第2 疫学による因果関係の立証と「高度の蓋然性」について』です。最高裁の確定した判例があり、因果関係の立証は科学的に一点の疑義も許さないというものではなくて、高度の蓋然性があればいいんだと、その判例は示しています。

(注：蓋然性：①ある事が実際に起きるか否かの確実性の度合。②確率。【広辞苑】)

しかし、ここでいう高度の蓋然性とは何なのか、はっきりしていません。一般的には、80% までなら高度の蓋然性だと言えるのかとか、民事の場合には、証拠の優越だから 50% を超えれば高度の蓋然性なのかとか、色々あって、混乱した状態で定まっています。

津田先生からは、疫学の私たちから見ると法律の先生方は何を議論しているのかさっぱりわからない。高度の蓋然性と言ったって確率ですから、どこで線を引っ張るかで、高度か否かをいい加減に決めているのではと。

最高裁の高度の蓋然性の判決は、もう 50 年ぐらい前の、まだ確率論とか疫学だとか考慮しない段階で、物事に因果関係があるかないかだけで判断されていました。つまり、確率論とは関係なく、ただ高度の蓋然性という言葉を使っただけの話です。そのため今、疫学にその話を持ってくると混乱が生じるということです。

そこで、疫学的には因果関係をどう認めるかと言うと、6 ページの『(1) 疫学的な因果関

係の判断について』に、書いています。

統計的に有意差が認められる場合には、点推定値がいかに低くても、0%よりも大きければ因果関係が認められるとします。この点推定値というのは、母集団についての有意確率です。しかし、点推定値は、0%でない限りは確率があるわけで、統計学的・疫学的に有意差が認められれば、それは因果関係があるということです。

一方、6ページ下から2行目の『(2) 最高裁判例の因果関係の判断について』にあるように、最高裁判例の高度の蓋然性は、定性的、つまり、あるかないかという考え方であり、確率論を踏まえるものではない。従って、これを疫学が示す確率でどう判断するかについては、何も触れていない判決であると、考えられます。そうすると、統計学は統計学の考え方でやっていいじゃないか、高度の蓋然性なんか持つてくる必要ないじゃないかということなんです。

ただ、そうは言っても最高裁判例があるから、高度の蓋然性というのは統計学的に何を指すのかと言うと、7ページの(3)の①で、疫学的には、因果関係の判定はあくまでも『(1) 疫学的な因果関係の判断』によって、統計的に有意差が認められるものであって、高度の蓋然性という概念を用いる必要は全くないです。あえて言うならば、有意差検定における区間推定値、これ区間推定値とは専門用語ですが、それを90%や95%とする場合には、その90%や95%という数値が、高度の蓋然性を示す数値ということです。この区間推定値は、普通95%でやれば間違いのないと言われている、かなり厳しいものです。100回やって90回まで正しければ90%確率。95回まで正しいというのが95%というわけです。つまり被告側から高度の蓋然性が70、80という数字を出していても、我々原告側からはもっと高い90、95という数字を出しているということです。

・疫学調査結果の報告書 【第31準備書面(その2)の要旨】のP.8

それで、これを基にしてですね、

『3 津田教授等のプロジェクト班が実施した双葉町住民等に対する疫学調査結果の報告書』
(注：報告書のタイトル等は『低レベル放射線曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査 - 調査対象地域3町での比較と双葉町住民内での比較 - 平成25年9月6日 低レベル放射線曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査プロジェクト班』)

というのがあって、前にもお話ししております。これは双葉町と、宮城県の丸森町、それから滋賀県の長浜市木之本町、この3箇所を調査し、比べています。そのうち双葉町は被ばくが高く避難させられました。丸森町も高かったですが、避難指示までにはなりません。木之本町は被ばくは関係ありません。これら地域を比べて、どう違うかという疫学調査を行ないまして、8ページの上から3行目の③、この報告書の表5(注：本紙には「表5」を採録できなかったため、別途HPに掲載するとともに、また、次号No28号に「表5」を印刷封入いたします)に具体的な症状が、たくさん並んでいて、そのうち39の症状について、疫学的に95%の信頼区間で因果関係が認められます。

そうすると、かなり全身にわたって、因果関係が認められる健康障害が出ていて、井戸川さ

んの健康障害も全身にわたるということで、我々の主張を支える根拠になっています。

以上は、津田先生の考え方に基づく新たな見解を取り入れたものです。

・鼻血の原因は確定的影響だけではない 【第31準備書面（その2）の要旨】のP.8以降

8ページの第2章以下は、以上の内容を基に、被告東電の反論に対するこちらの主張を展開しています。井戸川さんの鼻血が出ていることは、これも非常に高い確率で因果関係が認められているわけです。津田先生らのプロジェクト班の調査結果によります。（注：上記 表5の症状欄の下から8行目 オッズ比 丸森町3.5 双葉町3.8）

そして、被告らからの反論は、反論の半分ぐらいが鼻血についてです。それで一貫しているのは、鼻血とかの健康障害というのは滅多に起きない、相当高い線量の被ばくがないと起きない、高度に大量に被ばくすることで確定的影響とならないと症状はすぐ出ない、と述べています。確定的影響以外には、確率的影響、すなわち、「がん」のようにじわじわと影響が出てくる晩発性障害がありますが、被告側は、確定的な影響まで被ばくしたときしか鼻血は出ませんよと、こういう見解を述べています。それも、ICRPなどの専門家の意見を並べて、述べてきます。

しかし、鼻血についてアレルギー性という診断結果が出ているものもあります。アレルギー性などであれば、被ばくの確定的影響以外でも鼻血がでる訳です。確定的影響でしか鼻血が起きないとは、ありえない話です。窮すれば、そこまで言わないと否定できないということで、被告側はめちゃくちゃなことを言い出しているわけです。

なので、井戸川さんの鼻血がアレルギーかどうか分かりませんが、仮にアレルギーとしても、免疫障害・免疫不全などが起きるとその影響で当然アレルギーも出てくると専門家の見解が出ていて、準備書面でも言っております。さらに津田先生の疫学調査の表の中にもですね、アレルギーというところがありまして、そこはもう相当高い確率で因果関係があることが言われているわけですね。

（注：別途 HP に掲載の「表5」の症状欄の下から3行目 オッズ比 丸森町1.2 双葉町2.2）

ということで、そこも失当であると述べています。以上です。

（書き起こし 中村宜文）



(Photo by Numao)

正義を諦めない

—井戸川裁判への思い—

国際 NGO, iuventum e.V., 国連及び WTO 代表

齊藤 尚



(本人提供)

「井戸川かわら版」に一筆という御依頼を受け、とても名誉なことである。さて何を書こうか、と思ったが、なかなかいい考えが浮かばない。前号 (No.26) をもう一度読み返した。井戸川さんと古川先生の説明は、いつも通りちゃんとしているし、西里さん、木村さんの記事をもても、「素晴らしい。その通りだ。」、と思うばかりで一体何を書いたらいいのやら。常夏さんの大変解りやすい漫画には感動した。日本中の人たちが「かわら版」を読んでもらったらどんなにいいだろう。口頭弁論と報告集会に来る皆さんも、みんな素晴らしい。この「支える会」にいて本当に良かった、と自信を持って言える。迷ったが、今回は何故私が井戸川さんの勇気ある努力を支えて行くこの会に入ったのか、何を思いながら皆さんの会に出席しているのかを述べることにした。

井戸川さんと初めてお会いしたのは 2012 年 10 月下旬、国連人権理事会での日本の UPR (Universal Periodic Review: 外務省訳は、普遍的・定期的レビュー) に合わせて、ジュネーブの国連に居る各国代表にフクシマの現状を訴える会議の前である。もうお一方のスピーチを整えるのに一晩掛かかってしまい、一睡もしていなかった私は、井戸川さんのスピーチの通訳とフクシマについての部分の進行を担当した。フクシマの事をあの場で訴えられるのは我々のチームだけなので、失敗は許されず、高ストレスの真ただ中に居た。使命感しかなかった。幸い、井戸川さんは内容も素晴らしく、常に丁度良い切れ目を入れながらお話しになったので、とても訳し易くて助かったのをよく覚えている。身体的にもボロボロでギリギリのところだったが乗り切れた。我々のチームはひとまずその責任を果たしたと思っている。今ではいい思い出だ。

UPR の結果だが、たった 1 年半前に原子炉が爆発するところを世界中の人々が画面で見たのにもかかわらず、国連全加盟国中ただ一国、オーストリアのみが日本の人権問題への勧告の中で取り上げてくれた。あそこでゼロだったら、私は「くそっ」と思い国連の方に二度と振り向かなかったのかも知れない。水面下でいろいろな国々に掛け合ってくださった日本の方々及び、世界をリードする反核

反原発の急先鋒のオーストリア政府に心から感謝する。私はその後、友人が始めた NGO が国連資格をとるにあたり、その代表として国連の会議に出席するようになった。我々は原発の事だけを扱う NGO ではないのだが、努めて、人権理事会では毎回必ず、原子力とフクシマに関しての声明を読み上げるようになった。年に最低三回以上である。その後2回の UPR (2017年と2022年)でもそれぞれ書面を提出して原発事故後の日本における人権侵害を各国に訴えた。燈を消してはならないと思った。他の多くの方々の御努力もあり、最近2回の UPR では、複数の国々がフクシマの問題について日本政府に勧告してくれるようになった。

一体どれほどの方々の御尽力なのか全ては知らないが、フクシマの事は、二度にわたり国連人権特別報告者の報告書が人権理事会に提出され、議論された。私も及ばずながら小さなプッシュをそここでした。また、人権特別報告者諸氏は、他の分野の方々も含み、連名で幾度となく声明を発してくれた。

原発とは、一旦始まると絶対多数が絶対反対でない限り、いつの間にか悪い奴等が狙った所で作ってしまうものだ。敵は熱狂的な原発支持など特に望んではない。原発がどれだけいけないことなのかをちゃんと知らせるためにも我々は頑張らないといけない。

井戸川裁判、そして全国の原発事故関連訴訟は無くてはならないものだ。日本の公害訴訟では被害を受けた者がほぼ永久に戦い続けて、やっとその重要性が一般の人々に認識される傾向があるようだ。日本人には政府見解を一旦良しとしてしまうと、なかなか強情にいつまでも学ばない人々が多いようだ。でも、日本人しかあの事故を詳しく知る人々が居ない以上、きちんと日本の教訓として世界にも知らせて行く必要があると私は思う。

核反応の3分の2のエネルギーが地球を温めるだけに使われ、お情け程度の発電で正当化しようとするプルトニウム工場が気候変動問題解決に寄与することなど絶対に無い。ひたすら原発路線を突っ走り老朽原発も死ぬまでこき使う政策は狂気の沙汰だ。日本が金喰い虫の原発にぶち込む凄い金額を自然エネルギーの研究開発と実用化に投資できるドイツは、これからどんどん日本に差をつけるであろう。

ところで、皆さんはノルウェーの戯曲家ヘンリック・イブセン (Henrik Ibsen) の「民衆の敵 (En Folkefiende)」(1882) という作品を御存じだろうか。環境問題については必読の作品だと思っているので、まだならば、是非どこかの図書館で借りるかしてこの短い作品を読んで頂きたい。舞台もあるし映画もある。個人的には、スティーブ・マックイーンの演じた映画 “An Enemy of the People” (民衆の敵 (1978年の映画) - Wikipedia) が大好きである。豪華日本人キャストによる舞台公演もあるようだ ([観劇レポート公開！ | 民衆の敵 | Bunkamura](#))。この作品は正しいことでもそれを民主的なプロセスで認めてもらうのが如何に大変なのかを示していて、百年以上の時を全く感じさせない。

理系出身とか言っておきながら、テクニカルな話はせず、思いばかりを語ってしまった。でも、細かい話は大好きなので、他のマニアックな方とは是非いつでもお話ししてみたい。

もしこの百害有って一利無しの原発を容認することが無ければ、もっと意味のあることに我々の能力を傾注でき、健康で文化的な暮らしができた筈だった。でも、現実として原発は有り、大事故が起り、人々が傷つき、そして悪い奴等が今だに罰も受けず謝りもせず、うまいものを喰って踏ん返り返っているのが現実。公害関係の争い事では、向こうはただ我々が諦めるのを待っている。これからは井戸川さんには健康に留意しつつも頑張ってもらいたいし、この支える会の方々と共に、私も進んで行きたい。

<緊急追記>

ドバイの COP 28 から急に入ってきた嫌な話を付け足さなければならない。2023年12月3日、日曜日の朝刊各紙にも長短様々に載っているが、FoE Japan の緊急共同プレスリリース ([「原発による発電容量を世界で3倍」!? に抗議の声続々 緊急共同プレスリリース「原発は気候変動対策にならない」 | 国際環境 NGO FoE Japan](#)) がとても適切だと思われるので読んで頂きたい。ページに行くと、このプレスリリースの英語版と22か国の元々の宣言のリンクがある。要するに、アメリカを中心とする日本を含んだ22か国が2050年までに原子力を3倍にすると共同宣言したのである。原発推進派がいよいよ表舞台で言い放ったのだ。

このような流れは前からあるが、2022年に EUタクソノミー ([EU taxonomy: Complementary Climate Delegated Act to accelerate decarbonisation \(europa.eu\)](#)) で、原子力がクリーンでグリーンなエネルギーに分類されたことにより加速されている。

日本で、そして世界で、破滅が待っているのかも知れない。井戸川裁判は、必勝で臨むべきだ。頑張ろう。他の日本中世界中の様々な活動も益々重要になってくる。しかし、世間の全く知らない人達は本当に何も知らない。そういった人達に、これからどう真実を説明してゆくべきかも、余力のある者同士で話し合っゆくことが大事であろう。

投稿 : 俳句二首

旅立ちし福島の子十二の春 原発の寿命が伸びる我縮む

詠み人： 宮古島・石川信江さん。
宮古島は戦争間近の状況です！との添え書きがありました。
もっともっと、南西諸島の状況に関心寄せねばと思います。
投稿感謝！です。

《報告・紹介》

映画『サイレント・フォールアウト』を観て

核実験は私たちが 未だに「被曝」させている

ドキュメンタリー映画「サイレント・フォールアウト」の上映会が11月5日、日比谷図書文化会館で開かれました。主催は井戸川さんが所長をしている東電原発事故研究所。井戸川裁判を支える会は協賛しました。

映画監督の伊東英朗氏のシリーズ「放射線を浴びたX年後」第3弾のこの映画は、1950年代から1960年代初頭にかけて実施されたアメリカ・ネバダ州での大気圏内核実験がアメリカ大陸を汚染し、放射線による大きな被害を出してきたこと、それが現在も続いていることを米国内の被曝者・研究者のインタビューにより明らかにしています。それと共に、当時、核実験によりアメリカ大陸が放射能汚染していることを実証し、国を動かしたのは「子どもの命を守りたい」という思いで行動した女性たちであったという歴史的事実をも掘り起こしています。

核実験というと米ソ冷戦時代の遠い昔の話のように感じてきましたが、山積された放射性物質は、そこら中に残っており、特に半減期の長い物質は、現在も、これからも人々の健康を蝕みつづけるのでしょう。

私たちにとって最も記憶に新しい「被曝」は、福島第一原発事故によるものですが、原発事故だけではない放射能汚染の状況を認識しなければ、本当の「被曝」の実態を知り得ることができないのではないかと思います。

そのような映画でしたが、観ていて驚いた場面があります。当時、ネバダの核実験場は観光名所になっており、旅行者が核実験の日時に合わせてその近辺に集まり、物見遊山でその様子とそこに浮かび上がる巨大なきのこ雲を見ていたようです。多くの日本人は、あのきのこ雲の下で何が起こったのか知っているでしょうから、あの光景を喜んで見ることはできないだろうと思いますが、強烈な爆発ときのこ雲が見世物になったのでしょうか。ただし、そんなことができたのは、放射線による被曝を知らないからです。その後、見学した人たちには被曝の症状が現れてきたようです。

わざわざ被曝するためにそんな場所に行くなど考えられない行為ですが、世界的に見ると、多くの人たちは「被曝」ということをあまり知らないのではないかと思います。

この上映後の伊東監督のお話では、日本で上映会をしてもこの問題に関して自ら活動をはじめの人が誰もいなかったとおっしゃっていましたが、その活動を少しでも私たちが担えたら、とも思いました。

もともとこの映画、アメリカでの上映を考えて作製したとのこと（アメリカ大陸の放射能汚染の話ですから）。伊東監督は、この上映会を終えて、米国に向かいました。（小高真由美）



映画：『サイレント フォールアウト』

乳歯が語る・大陸汚染

伊東英朗監督のことば



ぼくが残り少ない人生をかけて何をしたいのか？／一部の被曝問題を伝えたいわけではない。／研究したいわけでも、／論文を書きたいわけでも、／本を書きたいわけでも、／映画を作りたいわけでもない。／そんなことはどうでもいいことだ。／

世界の被曝者すべての泣き寝入りの歴史、／つまり負のループを止めたいのだ／2004年、／偶然、20万人を超えるとされる／マグロ船乗組員の被曝の問題にぶつかった。／映像化し、事実を訴えてきたが、／ほとんど見向きもされなかった。／少なくとも福島原発事故までは、／まったく見向きもされなかった。／どれだけ必死になってもすべて空回りだった。絶望感しかなかった。／その後、映画を作り、上映したが、／思うようには動かなかった。／考えに考え抜いて出た結論が、／今回の映画「サイレント フォールアウト」だった。／バカなおせっかいジジイが、／被曝者が泣き寝入りしていることに黙ってられないだけだ。／ちっぽけな僕にもできることがある。／そう思い、ヤミクモに突き進んでいるだけだ。／

世界の被曝者とは、果たして誰なのか？／これは途方もない数になる。／ここに書ききれるものではない。／広島、長崎はもちろんだが、／アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国……／それぞれの核実験に関係する被曝者がいる。／それはもちろん人種で括れるはずもない。／例えば、フランスの核実験では／アルジェリア、ポリネシアなど／それぞれの実験場周辺に住む人々、／実験に関わった兵士たち、／また核実験の放射性降下物を浴びた人々。／それは天文学的な数に及ぶ。／その他にも／ウランなど核兵器、原発などに使用される原材料にまつわる人々、／医療被曝を受けた人々／原発事故による被曝者、／人体実験の被害を受けた人……。／この地球には、途方もない数の被曝者がいる。／それらの被曝すべてを僕ごときちっぽけな一人が、／伝えきるなんてできるはずもない。／僕ができることは、より多くの人に、／少しでも被曝の問題に関心をもってもらうこと。／そこから先は、／より多くの人々が力を合わせて動かしていくしかない。／

この活動は、／マグロ船に乗って核実験に巻き込まれ死んでいった／おんちゃんたちの弔いでもある。／彼らや彼らの遺族に対して僕は恥ずかしくない行動をしたい。／誰になんとわれようとも。／おんちゃんたちが応援してくれてると信じてる。／だから自分自身を信じて進んでいく。／決してあきらめない！

伊東英朗

井戸川裁判 福島 被ばく訴訟

第27回 口頭弁論のお知らせ

日時：2024年 **1**月 **17**日(水) 10時30分開廷

場所：**東京地方裁判所**（103号法廷）
（9時30分より地裁前において **事前集会** を予定しています）

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」A1出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩1分
「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

報告集会

会場：**衆議院第一議員会館**（大会議室）

受付：11時30分～ 開会：12時30分～

報告者

原告：井戸川克隆

詫び：訂正と差し替えのお願いです

前号の 西里扶甬子さまの原稿に、編集の手違いにより、多数のミスがありました。申し訳れございませんでした。お詫びして訂正させていただきます。

今号に差し替え文を、封入しましたので、よろしくお願いたします。（沼尾拝）

あとがき

井戸川さんのこれは、是非にも、見てほしいと仰せの「サイレント フォールアウト」。木村共同代表も挨拶の中で紹介されていますが、北米大陸はもちろんのこと、地球上の汚染されていない場所はない、と言うほどの状況であること、目の当たりにしました。北米の人たちも第5福竜丸に特化されている事件にあって、政府、マスコミの「誤」報道、ミスリード、忖度、いえいえ、これぞまさしく、井戸川さん、秋葉さんの言われている「嘘」そのものであり、その渦中に私たち自身、どっぷりと巻き込まれていること、実感です。なのに、広島、長崎はもとより、チェルノブイリ、福島、これら最大の過酷事故を経てなお、反省できない、意見表明しようとはしない私たち。後世の子どもたちに、何と申し開きできましょうか。（沼尾拝）

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通信欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス
口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会

表5 20歳以上対象者における調査当時数日間における体の具合の悪いところの有症オッズ比*

	木之本町 基準	丸森町 オッズ比	双葉町 オッズ比
具合の悪いところがある	1(基準)	0.7 (0.5, 0.8)	2.0 (1.8, 2.2)
具体的な症状			
熱	1(基準)	0.7 (0.3, 2.1)	1.3 (0.8, 2.0)
体がだるい	1(基準)	1.5 (1.0, 2.1)	2.6 (2.1, 3.1)
眠れない	1(基準)	0.9 (0.6, 1.3)	4.6 (3.9, 5.5)
いらいらしやすい	1(基準)	1.1 (0.7, 1.6)	4.6 (3.9, 5.6)
もの忘れ	1(基準)	0.8 (0.6, 1.1)	2.2 (1.9, 2.5)
頭痛	1(基準)	1.8 (1.3, 2.5)	2.4 (1.9, 2.9)
めまい	1(基準)	1.8 (1.2, 2.9)	3.2 (2.5, 4.1)
目のかすみ	1(基準)	1.4 (1.0, 1.9)	2.6 (2.2, 3.0)
物を見づらい	1(基準)	0.8 (0.6, 1.2)	1.6 (1.3, 1.9)
耳なりがする	1(基準)	0.9 (0.6, 1.3)	1.6 (1.3, 2.0)
聞こえにくい	1(基準)	0.8 (0.6, 1.2)	1.5 (1.3, 1.8)
動悸	1(基準)	1.3 (0.8, 2.2)	2.5 (1.9, 3.2)
息切れ	1(基準)	1.2 (0.7, 1.9)	2.1 (1.6, 2.7)
前胸部の痛み	1(基準)	1.3 (0.6, 2.6)	2.5 (1.7, 3.6)
せきやたん	1(基準)	0.9 (0.6, 1.2)	1.4 (1.1, 1.6)
鼻がつまる、鼻汁が出る	1(基準)	0.5 (0.4, 0.8)	1.1 (0.9, 1.3)
ぜいぜい	1(基準)	0.9 (0.5, 1.9)	2.0 (1.4, 2.8)
胃のもたれ、胸やけ	1(基準)	1.1 (0.7, 1.6)	2.5 (2.0, 3.1)
下痢	1(基準)	1.4 (0.8, 2.4)	2.5 (1.9, 3.3)
便秘	1(基準)	0.9 (0.6, 1.2)	1.8 (1.5, 2.1)
食欲不振	1(基準)	1.5 (0.8, 2.6)	2.7 (2.0, 3.8)
腹痛・胃痛	1(基準)	1.5 (0.9, 2.5)	2.7 (2.1, 3.6)
痔による痛み・出血	1(基準)	0.4 (0.1, 1.3)	1.6 (1.1, 2.4)
歯が痛い	1(基準)	0.8 (0.5, 1.5)	1.6 (1.3, 2.1)
歯ぐきのはれ・出血	1(基準)	0.7 (0.4, 1.2)	1.5 (1.2, 1.9)
かみにくい	1(基準)	0.4 (0.2, 0.8)	1.0 (0.8, 1.3)
発疹(じんましん・できもの)	1(基準)	1.1 (0.6, 2.2)	1.8 (1.3, 2.5)
かゆみ(湿疹・水虫)	1(基準)	0.6 (0.4, 1.0)	1.8 (1.4, 2.2)
肩こり	1(基準)	0.6 (0.4, 0.7)	1.8 (1.6, 2.1)
腰痛	1(基準)	0.7 (0.5, 0.9)	1.6 (1.4, 1.8)
手足の関節が痛む	1(基準)	0.7 (0.5, 1.0)	1.3 (1.1, 1.6)
手足の動きが悪い	1(基準)	0.6 (0.4, 0.9)	1.1 (0.9, 1.3)
手足のしびれ	1(基準)	0.8 (0.5, 1.1)	1.3 (1.1, 1.6)
手足が冷える	1(基準)	0.8 (0.6, 1.1)	1.3 (1.1, 1.5)
足のむくみやだるさ	1(基準)	0.7 (0.4, 1.2)	2.0 (1.6, 2.5)
尿が出にくい・痛い	1(基準)	0.3 (0.1, 1.0)	1.7 (1.2, 2.4)
尿の出る回数が多い	1(基準)	0.5 (0.3, 0.8)	1.6 (1.3, 1.9)
尿がもれる	1(基準)	0.9 (0.5, 1.5)	1.2 (0.9, 1.6)
月経不順・月経痛†	1(基準)	1.7 (0.7, 4.5)	3.7 (2.3, 5.9)
鼻血	1(基準)	3.5 (1.2, 10.5)	3.8 (1.8, 8.1)
骨折・捻挫などけが	1(基準)	1.2 (0.6, 2.3)	1.2 (0.8, 1.8)
喉の痛み	1(基準)	0.7 (0.4, 1.2)	1.4 (1.1, 1.8)
吐き気	1(基準)	2.6 (1.3, 5.5)	1.8 (1.1, 2.9)
疲れやすい	1(基準)	1.3 (1.0, 1.8)	2.3 (2.0, 2.7)
アレルギー症状	1(基準)	1.2 (0.7, 1.9)	2.2 (1.7, 2.7)
かぜがなおりにくい	1(基準)	1.3 (0.9, 2.0)	1.6 (1.3, 2.0)
その他	1(基準)	0.6 (0.2, 1.3)	1.1 (0.8, 1.5)
*年齢、性別、喫煙、放射性業務従事経験、福島第一原子力発電所での作業経験を調整			
†女性のみで検証			